	「事業年度」と、第四項及び前項中「、解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く」とあるのは「を除く	、「事業年度
前条第八項第二号	第一項に	次条第一項に
	限る。）又は当該通算法人の第四項に規定する事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の同項に規定する事業年度終了の日に終了する事業年度に限る	限る
	試験研究費の額が	特別試験研究費の額（次条第一項に規定する特別試験研究費の額をいう。以下この条において同じ。）が
	第一項又は第四項の試験研究費の額	同項の特別試験研究費の額
前条第八項第三号	第一項の税額控除限度額又は第四項の中小企業者等税額控除限度額	次条第一項の税額控除限度額
前条第八項第三号イ	控除対象試験研究費の額	控除対象特別試験研究費の額（次条第一項第一号に規定する控除対象特別試験研究費の額をいう。以下この条において同じ。）
	に、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める割合（当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てた割合とし、それぞれ次に定める割合が百分の十を超えるときは百分の十とする。）を乗じて計算した金額（第四項の規定の適用を受ける場合には	のうち同号に規定する政令で定める金額の百分の三十に相当する金額
	の百分の十二に相当する金額）	のうち同項第二号に規定する政令で定める金額の百分の二十五に相当する金額並びに当該合計額のうち同項第一号及び第二号に規定する政令で定める金額以外の金額の百分の二十に相当する金額の合計額
前条第八項第三号ロ	百分の二十五	百分の十
前条第八項第四号	の試験研究費の額	の特別試験研究費の額
	の控除対象試験研究費の額	の控除対象特別試験研究費の額
前条第八項第七号	百分の二十五	百分の十
前条第八項第十一号	第一項後段及び第四項後段	次条第一項後段

前条第九項	の試験研究費の額	の特別試験研究費の額
	係る第一項又は第四項	係る次条第一項
	第二十一項	同条第四項
	、第一項又は第四項	、同条第一項
	控除対象試験研究費の額	控除対象特別試験研究費の額
前条第十一項	の試験研究費の額	の特別試験研究費の額
	控除対象試験研究費の額	控除対象特別試験研究費の額
前条第十二項	）が第一項又は第四項	）が次条第一項
	これらの規定	同項
	第一項又は第四項に	同条第一項に
	事業年度が第一項又は第四項	事業年度が同条第一項
前条第十二項第一号	百分の二十五に相当する金額（次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める金額を加算した金額）	百分の十に相当する金額
前条第十二項第二号	第一項の控除上限額又は第四項若しくは第七項の中小企業者等控除上限額	次条第一項に規定する百分の十に相当する金額
前条第十四項	の第一項又は第四項	の次条第一項
	これらの規定	同項
	おける第一項又は第四項	おける同条第一項
	次条第三項又は第四十二条の五第三項第二号	第四十二条の五第三項第二号

3　この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　特別試験研究費の額　試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学その他の者に委託する試験研究、中小企業者からその有する知的財産権（知的財産基本法第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。）の設定又は許諾を受けて行う試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究、高度専門知識等（専門的な知識、技術又は経験であつて高度のものをいう。）を有する者に対して人件費を支出して行う試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

二　控除対象特別試験研究費の額　特別試験研究費の額のうち次に掲げる金額の合計額をいう。

イ　国外委託試験研究に係る特別試験研究費の額の百分の五十（令和九年四月一日前に開始する事業年度（前項において準用する前条第八項第三号の通算法人の前項において準用する同条第八項第二号に規定する適用対象事業年度にあつては、当該通算法人に係る通算親法人の